

令和 8 年 度 運 営 方 針 ・ 事 業 計 画

自：令和 8 年 4 月 1 日

至：令和 9 年 3 月 3 1 日

社会福祉法人 愛恵協会

令和8年度 社会福祉法人愛恵協会 運営方針・事業計画

運営方針

社会の変化に対応しながら、社会福祉法人として地域における福祉向上の役割を果たすため積極的に公益事業に取り組み、利用者が求めるより良いサービスの提供と職員が長く勤められる働きやすい職場環境づくりに努めます。

事業計画

- 1、新中期計画に向け地域交流も踏まえて、なかしばエリア活用の具体化を図ります。
- 2、法人事業の持続的な発展を図るとともに、公益事業を通じた社会福祉の充実に努めます。
- 3、ICTを活用し、業務の効率化と支援の質の向上に取り組みます。
- 4、当事者が主役となり得る就労、生活において、プログラム活動の基盤の安定を図ります。
- 5、人材確保・人材育成に全職員で取り組みます。

令和8年度 生活保護部門 運営方針・事業計画

<運営方針>

物価高騰が続く中、愛恵園・愛恵園授産所・岡崎市生活困窮者等支援事業においては、多機能型生活保護施設として福祉事務所、ハローワーク等の関係機関との連携を通じて、その機能を発揮します。また経済的困窮に加え、社会的に孤立する生活困窮者への支援も行い、地域から必要とされる社会資源になることを意識して行動します。

<事業計画>

1 「愛恵園」

多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し、必要な地域資源となるよう取り組みます。また施設機能を発揮して積極的に生活困窮事業に関わり、地域貢献を推進します。

2 「愛恵園授産所」

要保護者に対し、自立を促すことを目的とした就労や技能習得に必要な支援を段階的に提供するとともに、社会生活や就労体験を通じて自己の役割や存在意義を実感、確認できるよう、個々の状況に応じた伴走型のサポートを実施します。

3 「岡崎市生活困窮者等支援事業」

相談者の意向を十分に把握するよう努め、相談者自身が問題解決に取り組むことが出来るよう、岡崎市及び関係機関と連携し、多くの気づきの中から課題を挙げ、必要な施策に繋げることが出来るよう取り組みます。

令和 8 年度 多機能型生活保護施設更生施設 愛恵園
運営方針・事業計画

<運営方針>

物価が高騰する一方、高齢化や非正規労働者の増加・実質手取り賃金の伸び悩み等の理由から、生活保護申請件数及び開始世帯数が増加している。経済的困窮に加え、社会的に孤立する生活困窮者への支援にも対応すべく、多機能型生活保護施設として幅広く事業を周知し、必要な地域資源となるよう取組みます。また施設機能を発揮して積極的に生活困窮事業に関わり、地域貢献を推進します。

<事業計画>

- (1) 多機能型生活保護施設として、社会が支えるべき人々に寄り添いながら、関係機関と協働し希望する生活に移行出来るよう取組みます。
- (2) 利用者の円滑な地域移行が達成できるよう、障がいや疾病・高齢など、利用者個々の特性に応じたプログラムの提供を行い、地域生活に必要な体力・能力の保持・向上を図ります。
- (3) 利用者の権利擁護や合理的配慮を図りながら、個別支援計画に基づく面談を通じ、自己決定を尊重し支援の透明性や信頼性を高めること、ならびに研修等への積極参加により支援力の向上に努めます。
- (4) 各種委託事業や公益事業等を活用し、重層的な支援を通じて退所後の安定した地域生活の継続を図ります。
- (5) ボランティア活動や各種地域活動への参加、および福祉避難所の役割を通じ、地域住民との交流を図りながら地域貢献を行います。

令和8年度 岡崎市生活困窮者等支援事業
運営方針・事業計画

【運営方針】

生活困窮者自立相談支援事業、就労準備支援事業及び被保護者就労支援事業を実施するにあたり、相談者の意向を十分に把握するよう努め、相談者自身が問題解決に取り組むことが出来るよう、岡崎市及び関係機関と連携し、多くの気づきの中から課題を挙げ、必要な施策に繋げることが出来るように取り組みます。

【事業計画】

1. 受付方法にとらわれない柔軟な相談支援に努めます

窓口相談のみならず電話・SNS・アウトリーチ支援等様々な相談手段を活用し、相談者が抱える生活困窮課題の早期把握と問題解決に必要な施策・社会資源の提案及び関係機関との連携に基づくプラン作成を目指します。

2. 被保護者を含めた就労支援及び就労準備支援の実施を目指します

生活困窮者・被保護者を分け隔てることなく一体的な支援ができる環境を目指すにあたり、就労サポートセンター及び中間的就労事業所等の関係機関との連携強化に取り組みます。

就労準備段階にある相談者に対しては「あいけいさつき」を代表とする法人内資源（公益事業を含）を活用した活動の場の提供、協力企業による職場体験の機会の提供だけでなく、必要に応じて医療や福祉サービスと連携協働しその人らしい生活環境を構築できるように取り組みます。

3. 委託事業者間連携を密にし、切れ間のない相談支援の継続を目指します

岡崎市生活困窮者自立支援事業は複数の委託事業所による運営となるため、プラン作成においては事業所間連携をもって地域居住支援事業・家計改善事業の対象相談者の利益を最優先した支援内容となるよう努めます。

4. 職員の資質向上を目指します

研修や関係者会議に積極的に参加する機会を持ち、相談技術の研鑽や相談支援のための知識獲得を目指します。

令和8年度 愛恵園授産所運営方針・事業計画

<運営方針>

法人の運営方針および中長期計画、事業計画に基づき、関係機関と緊密に連携を図りながら、身体的・精神的な課題や世帯の事情等により就業能力が制限されている要保護者に対し、自立を促すことを目的とした就労や技能習得に必要な支援を段階的に提供するとともに、社会生活や就労体験を通じて自己の役割や存在意義を実感・確認できるよう、個々の状況に応じた伴走型のサポートを実施します。

<事業計画>

- (1) 利用者の支援において、生活保護の制度の理解、理論をもって根拠のある支援を行います。
利用者との関係性を深め、愛恵園授産所での就労技能、就労意欲向上に関わる支援だけではなく、地域生活で生じる問題を、福祉事務所や医療機関、岡崎市生活困窮者自立支援事業等さまざまな関係機関と連携し利用者が納得の行く支援を実践していきます。
- (2) 法人としての公益事業および地域公益活動に積極的に参加し地域貢献に努めます。
- (3) 適正な販売価格で買ってもらえるような、市場価値のある製品作りをします
自主製品売上80万円 販売純利益:25万円を目標として
利用者が生産活動において市場流通販売した物の対価として収益を得ることで働く意義を感じてもらえるような作業の提供を行っていきます。
- (4) 収穫結果に結びつく、農業の取り組みをしつつ、利用者がしっかり関われる農業を推進します。直接の畑作業だけではなく収穫物の加工生産、加工製造製品の販売、利用者の得意としているポジションで活動できるような取り組みを行います。
- (5) 職員の資質向上のため、正職員は1回以上の研修に参加。他の職員の役割に対して助言や実質的なサポートでカバーしあえる職場環境を作ります。

令和8年度 セルフ 運営方針・事業計画

1運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

職員の定数確保を目的とし、一体的な運営を検討します。

建物の老朽化による修繕、なかしばエリアへの移転を検討します。

利用者の高齢化による授産科目の見直しを進めます。

2事業計画

1. 支援の質の向上

愛恵ワークス ICT 活用

舞木ワークス マニュアル化・育成面談の実施

ステップやまなか 全職員研修参加・相談事業所と連携会議

てんじん 介護技術の維持向上

2. さまざまなニーズに対応した生産活動

愛恵ワークス 当事者主体の活動を促進

舞木ワークス 工賃向上計画の見直し

ステップやまなか 自主製品の販売製造強化し、目標60万円

てんじん 自主製品販売事業の収益向上

3. なかしばエリアの発展

愛恵ワークス・舞木ワークス・てんじん プログラムの積極的活用

ステップやまなか 地域共生(なかしば)の発展と適正な利用受付

4. 職場環境の改善

愛恵ワークス キャリアアップの働きかけや希望するポジションに必要な研修への参加

舞木ワークス 業務の洗い出しや改善

ステップやまなか 月平均残業時間5時間以内・チーム支援体制の構築

てんじん 実習生の受け入れを積極的に行い福祉職の魅力を伝達

令和8年度愛恵ワークス運営方針・事業計画

<運営方針>

私たちは、生活介護・就労継続支援 B 型事業所として、利用者一人ひとりの目標に寄り添った個別支援計画を策定し、生産活動や余暇活動等を通じて、エンパワメントの理念に基づいて支援します。また、PDCA サイクルを通じて、職場環境の改善に取り組みます。

法人事業計画や新中期計画に基づき、なかしばの発展に寄与していきます。

<事業計画>

1. なかしばエリアの活用

新中期計画に向けてなかしばエリアをプログラム活動等で積極的に活用します。

2. 法人事業の持続的な発展と公益事業を通じた社会福祉の充実

法人が運営する子ども食堂等へ農福連携で収穫した野菜を提供します。

3. ICT の活用、業務の効率化・支援の質向上

デスクネッツをフル活用すると共に新たなICT活用を検討します。また、業務の課題を抽出・効率化すると共に研修等へ積極的に参加し支援の質の向上を行います。

4. 当事者主体のプログラム活動の基盤の安定

生活介護・就労継続 B 型それぞれに意向調査を行い、プログラム活動を充実させます。

5. 人材の確保と育成

業務のマニュアル化や改善を進めます。また、キャリアアップの働きかけや希望するポジションに必要な研修等への参加を最優先に行います。

令和8年度 社会就労センター舞木ワークス運営方針・事業計画

1運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画に基づき、関係機関との連携を取りながら、生活介護事業・就労継続B型事業それぞれの事業内容の充実を図ります。

個々の職員に応じた多様な働き方を取り入れていくように努めます。業務の洗い出しを行いマニュアル化・効率化を進めます。

2事業計画

1. 利用者満足度の向上

利用者の意向をくみ取るミーティングを実施する。

朝礼や全大会を実施し、プログラム予定や作業予定の説明を丁寧に行う。

2. 工賃の向上(就労継続B型)

工賃向上計画の見直しを行う。受託作業の見直しを進める。

3. プログラムの充実(社会参加や地域交流など)

社会参加や地域交流を目的とした魅力あるプログラムを実施する。

祝日に限定せず、年間計画に基づいて外出行事を開催する。

4. 職員の定着や資質向上

業務の洗い出しを実施し、マニュアル化や改善を進める。

主任の進捗面談、管理者の育成面談を毎月実施する。

事業所内の研修計画を作成

5. 安全対策と建物修繕

玄関前の車両の出入りや利用者の出入りの安全対策を実施する。

エアコンや壁など建物修繕を実施する。

令和 8 年度ステップやまなか運営方針・事業計画

<運営方針>

私たちは、就労継続支援 B 型事業所として、利用者一人ひとりの目標に寄り添った個別支援計画を策定し、生産活動や委員会活動、余暇活動等を通じて、「エンパワメント(本来持っている力を引き出す支援)」の理念に基づき伴走します。また、PDCA サイクルによる継続的な振り返りを行い、職場環境と支援の質の向上に努めます。

法人事業計画及び事業構想を指針とし、地域社会の発展に寄与します。

<事業計画>

1. 多機関連携と研鑽による支援の質の向上

- ・相談支援事業所との定例会議(月 1 回)を軸に、サービス等利用計画と密接に連動した、実効性の高い個別支援計画を作成します。
- ・全職員が年間 1 回以上の外部研修や講演会へ参加し、専門知識と技術のアップデートを図るとともに、事業所内での伝達研修を通じて知見を共有します。
- ・業務マニュアルの新規作成・継続的な見直しを行い、業務の標準化と支援の質の平準化を推進します。

2. 個別のニーズに応じた多様な生産活動の提供

- ・一般就労への移行(年間 1 名以上目標)や、短時間就労からのステップアップなど、一人ひとりのライフスタイルに合わせた柔軟な働き方を支援します。
- ・工賃向上と事業リスク分散のため、自主商品の開発・販売を強化し、年間売上目標 60 万円(前年度実績 12 万円)の達成を目指します。
- ・既存取引先との信頼関係を深化させるとともに、新規作業の開拓に努め、安定的な作業機会の提供を確保します。
- ・委員会活動、定期面談、意見箱の活用により、利用者の声を積極的に事業所運営へ反映させ、参画意識の向上を図ります。

3. 地域共生(なかしば)の発展と農福連携の推進

- ・地域環境に配慮した、適切な「なかしば」利用受付を実施します。
- ・地主や農家、事業所の三者が「WIN-WIN-WIN」となる農福連携モデルを構築し、地域の耕作放棄地対策や農業振興に貢献します。

4. ICT 活用とワークライフバランスの実現による持続可能な運営の推進

- ・業務支援ソフト等の ICT を積極的に導入・活用し、記録業務の簡略化と情報共有の迅速化による業務効率化を推進します。
- ・適切な労務管理により、サービス残業の根絶と、月平均残業時間 5 時間以内を徹底します。
- ・情報の可視化と報連相の徹底により、急な休暇や異動にも柔軟に対応できる「チーム支援体制」を構築します。
- ・年次有給休暇等取得計画表を作成し、本人の希望を最大限尊重することで、希望日の取得率 70%以上を目指します。

令和8年度 多機能事業所てんじん運営方針・事業計画

運営方針

生活介護事業は、介護技術の更なる向上と多様なプログラム活動を通じ、利用者の満足度向上と新規利用者の確保を図ります。就労継続B型事業では、自主製品販売の収益性を向上させるとともに、利用者と職員が一体となり目標を共有し挑戦する施設づくりを推進します。

事業計画

就労継続支援B型

- (1)利用者支援の充実に努めます。
 - ニーズを捉えた支援計画を作成し、職員間で共有します。
 - 年間平均工賃月額 30,000 円の支給を目指します。
 - 体験利用の積極的な受入れと、通所率の向上に取組みます。
- (2) 自主製品販売事業の収益を向上させます。
 - 弁当製造事業の収益確保の為、収支分析を基に活動します。
 - しいたけの栽培・販売を確実にを行い、収益を確保します。
 - 弁当や給食で使用する農産物を栽培して食材として使用します。

生活介護・日中一時支援事業

- (1)利用者の定員確保に努めます。
 - 新規利用者の確保に努めます。
- (2)利用率の向上に努めます。
 - 月間平均利用率 70%を目標として、通所日数の向上に努めます。
- (3)求められるサービスの提供を維持します。
 - 職員全体の介助技術の維持・向上に努めます。
 - 医療的ケアを行い、理学療法士・医師と連携してリハビリを提供します。
 - 個々の特性に応じた給食や入浴を提供します。
- (4)社会参加や地域交流を推進します。
 - 小グループでの外出や地域イベント等に参加するとともに、実習生の受入を積極的に行い福祉職の魅力を伝えます。
 - 野菜の栽培・収穫をプログラムとして活用します。また給食の食材として使用します。
- (5)組織力の強化に努めます。
 - 有効的な職員配置を実施します。

令和8年度 生活訓練部門 運営方針・事業計画

<運営方針>

生活訓練部門では、法人の運営方針に則り各事業所が地域の福祉向上の一翼を担っていることを自覚し各事業に取り組みます。また、各職員が公益的な思考・意識を日ごろから持てるよう努め、積極的に公益事業に取り組みます。

<事業計画>

1. 生活訓練事業所あい

精神科病院からのニーズを中心に、地域の幅広いニーズ(生活困窮、矯正施設等)について「誰一人取り残さない」を実践し安定した運営に努めます。訓練プログラムの提供について、より利用者ニーズに沿った形で提供できる体制を目指します。

2. あいけいホーム

新規利用者及び退所者(地域移行)の入退所を計画的に実施し、切れ目ない地域生活支援に取り組みます。地域連携推進会議の開催等を通じ、地域で開かれたグループホームを目指します。

3. おたまじゃくし

引き続き、地域で暮らす利用者に、「余暇」を充実してもらうためのサービス提供(行動援護、移動支援、通院等介助)を積極的に行い、安定した運営に努めます。ヘルパーが安心して長く勤められる働ける職場づくりに取り組みます。

令和8年度 生活訓練事業所あい 運営方針・事業計画

(宿泊型自立訓練事業・生活訓練事業・短期入所事業・日中一時支援事業・自立生活援助事業)

< 運営方針 >

市内で唯一の宿泊型自立訓練事業所であることを意識し、利用者主体のチーム支援・生活訓練が提供できるよう励みます。精神科病院からのニーズだけでなく、幅広いニーズを把握し、「誰一人取り残さない」を意識し柔軟に対応していく体制を継続します。各職員が地域の福祉向上の一翼を担っていることを自覚し、地域から必要とされる事業所であり続けるため、公益的な思考・意識を日ごろから持てるよう努め、積極的に公益活動に取り組みます。

< 事業計画 >

1. 充実した支援による運営の安定化

- ・充実した支援を提供することで、利用者が安心感を継続できるように事業を展開する。法人内外との連携を通じて三河地域の精神科病院を中心にサービスニーズを把握し、高水準の利用率維持に努めることで運営を安定化させる。
- ・業務マニュアルの活用を行い、1回/年以上見直しを行いながら業務標準化に取り組む。

2. 利用者自身の希望する生活を踏まえた支援体制の構築

- ・新規相談から「誰一人取り残さない」を意識し、積極的に見学受入・体験利用の機会を提供していく。
- ・入所から1年目は、利用者自身のペースを尊重する。アセスメントを重点的にを行い、利用者が希望する生活に向けた生活訓練を提供し、評価を行う。
- ・入所から2年目は、利用者自身の希望する生活を具体的に実現するための支援を提供し、地域生活を見据えた新たな社会資源の活用・関係機関との連携強化に取り組む。必要に応じ、他事業所とのサービス併用を含め活用していく。
- ・入所から3年目への支援が必要な場合、予め行政含めた関係機関と密に連携を図り、生活訓練事業所あいの延長利用を検討していく。
- ・生活訓練事業所あい退所後は、関係機関への円滑な引継ぎを実施し、自立生活援助、短期入所、日中一時支援を提供しながら地域生活への定着を図っていく。

3. 利用者主体のチーム支援におけるインフォーマル(家族・親族等)社会資源の活用

- ・日頃から「家族」を含めたチーム支援であることを意識し、家族との関わりを常に意識した支援を行う。
- ・当事者活動(OB・OG交流会等)を企画し、利用者が自身の体験を発信できる機会を設けていく。

4. 職員は専門職として自己研鑽を行い、資質を向上させる

- ・事業所として受講義務がある研修、職員の資格取得・更新に必要な研修、個々の職員の目標や目指すキャリアパスを実現するための研修について、年間計画を立てて受講していく。
- ・定期的な職員面談によるスーパービジョンを実施し、普段の業務の振り返りを行うことで、より良い支援に繋がるように取り組む。必要に応じてメンター等を配置し、OJTの強化を図る。
- ・各種業務の効率化をICT等活用しながら進めていく

5. 地域の福祉ニーズに対応し続けるためのハード(建物)・ソフト(運営)の見直し

- ・ハード(建物)は予算を鑑みながら計画的な修繕に取り組む。
- ・ソフト(運営)はICT活用を含め、職員が活用できる体制を構築し、働きやすい職場づくりに取り組む。

令和8年度 あいけいホーム・あいけいホームⅡ
運営方針・事業計画

運営方針

地域でより安心して暮らすために、地域住民としての意識を持ち、地域における役割、各種行事への参加を通じて本人が自分らしく生きるための支援を行います。また、日々の暮らしでは障がいの枠を超えお互いに支え合う共同生活を目指します。支援者も地域の人とのつながりを大切に、地域で開かれたグループホームになれるようにチームで展開していきます。

事業計画

1. 地域連携推進会議を事業所ごとに開催及び各ホームへの訪問会を実施し、地域で開かれたグループホームを目指す。
2. 地域移行を推進するために、体験利用や公益事業セブンハウスの活用に努める。
3. 個別支援計画に沿った支援の実施と ICT(クラウド)やスタッフミーティングを活用して業務の効率化及び質の確保を図る。また、定期的なモニタリングを行い、利用者の権利擁護に配慮しつつ計画の評価・見直しを実施する。
4. 社会参加の一環として、建屋ごとに地域行事への参加や季節行事、なかしばの活用、余暇活動等の活動を支援して地域とのつながりを深める。
5. 人材確保・人材育成に取り組み、安心・安全な職場づくりに努める。

令和 8 年度 おたまじゃくし運営方針・事業計画

〈運営方針〉

地域で暮らす障がい児・者に対し、個々のニーズに合わせた居宅介護サービス(身体介護・家事援助・通院等介助)の提供をおこない、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく安心して生活するための支援をおこないます。また行動援護や地域生活支援事業(移動支援)の利用を促進し、障がい児・者の余暇活動の充実に努めます。地域で信頼してもらえる事業所運営を心掛け、引き続き各種関係機関等と連携していきます。

〈事業計画〉

1. 利用者や家族、関係機関と連携し現状と今後の希望の確認を行い地域で安心して生活ができるよう公益的事業も検討していきます。
2. 法人内外の研修や市の主催する事業所部会に参加し、月 1 回おこなうミーティングにて情報の共有をおこないます。
3. 法人内の他施設や各種関係機関と定期的に情報交換をおこないます。そしてサービス提供を必要とする利用者を把握し、実際の支援などになかしばエリアを活用していきます。
4. ICT を活用し、業務の効率化と支援の質の向上に取り組みます。
5. 利用者や家族のニーズに応えるべくヘルパー職員の求職活動を継続して行い登録ヘルパーの人数を増やします。

令和8年度 相談部門 運営方針・事業計画

<運営方針>

相談部門では、利用者一人一人が希望する生活・就労の実現に向けて、法人内外の関係機関をつなぐ支援、地域生活課題の解決に向けた支援体制作りに取り組みます。また、地域にある社会資源を活用し、利用者同士の交流や社会参加を図る活動の充実に努めます。

<事業計画>

1. 生活支援センター山中

法人内外の相談支援機関と連携を強化し、相談支援体制の質の向上、地域課題の解決に向けた取り組みを行います。また、地域生活支援拠点の体験の場としての役割を意識し、利用者同士の交流・社会参加につながる活動を提供します。

2. 西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

センターの役割として求められているつなぐ支援を意識し、関係機関の関係構築、情報共有の充実に努め、障がい者の就職活動の支援・定着支援に取り組みます。また、「働く仲間の交流会」「ピアサポート活動」を継続し、登録者同士の交流の場を提供します。

令和8年度 生活支援センター山中運営方針・事業計画

<運営方針>

相談支援事業では、利用者が地域で安心して暮らすための身近な相談窓口として、利用者の思いを聴き取り、1人1人の生活に合ったサービス提供を提案します。また、東部地域の委託相談支援事業所として、各種相談支援機関や行政と連携し、地域課題の把握、課題解決に向けた取り組みを行います。

地域活動支援センター事業では、地域生活支援拠点の体験の場として、利用者が「できること」を増やす活動を提供し、社会参加を促進します。また、利用者が地域で自分らしく生活するための居場所となり、地域生活の安定を図ります。

<事業計画>

1. 法人内外の相談支援機関と連携を強化し、相談支援体制の質の向上に取り組みます。
 - ・東部地区関係機関と年2回以上、情報共有会議を行います。
 - ・生活支援センターこうたとの勉強会を年2回以上実施します。
2. 利用者主体のサービス等利用計画の作成、モニタリングを行います。
利用者支援の過程から地域課題を抽出し、課題解決に向けた取り組みを行います。
 - ・月の予定数の8割以上のモニタリングを行い、利用者の状況把握に努めます。
 - ・地域課題について、関係機関・行政と「検討部会」で検討します。
3. 地域生活支援拠点の体験の場としての役割を意識し、利用者同士の交流・社会参加につながる活動を提供します。
 - ・利用者の希望を取り入れたプログラムを企画し、月650件以上の利用を目指します。
4. 業務に役立つ研修に計画的に参加し、職員の資質向上を図ります。
 - ・常勤職員は年2回以上研修に参加し、研修内容について職員会議で共有します。
5. ICTを活用し、業務の効率化・支援の質の向上・事業運営の安定化を図ります。
 - ・ICT活用のための事業所内研修を行います。

令和 8 年度 西三河障害者就業・生活支援センター輪輪

運営方針・事業計画

【運営方針】

障害者の法定雇用率が令和 8 年 7 月から 2.7%に改正されることで、障害者雇用に力を入れる企業や障害者雇用ビジネスと呼ばれる企業も増えています。今まで以上に、相談、就職、定着のため、丁寧な対応と関係機関との連携をおこないます。

また、交流会については、参加対象の登録者が増えていることに対応できるよう、参加企画を立案し、登録者同士の交流や余暇支援を図ります。

【事業計画】

1. センターの役割として求められている、つなぐ支援を意識し、ハローワークや障害者職業センター、福祉サービスなどの関係機関が関係を築けるよう支援します。
2. 登録企業・登録関係機関への訪問や情報共有を充実させ、障害者の就職活動の支援・定着支援に努めます。
3. 愛知県障害者就業・生活支援センター連絡協議会(アイネス)や障害者職業センターの研修を活用し、就労支援の情報収集や研修参加に努めます。
4. 例年実施している『はたらく仲間の交流会』、『ピアサポート活動』を継続し、登録者の交流の場を提供します。

<運営方針>

幸田町の福祉計画と法人の理念、計画の双方を鑑み、幸田町及び関係機関との協働を意識した職員体制の整備、運営に取り組みます。

<事業計画>

1 地域活動支援センターつどいの家(指定管理)

当事者主体の話し合い場やプログラム活動の提供に努めます。また、利用者の要望を反映し利用満足度の向上につながる支援と事業の普及啓発に取り組みます。

2 つどい作業所(指定管理)

障害福祉サービス事業所として個別支援計画を基準に適切な援助技術の習得により、利用者職員ともに安全な活動ができるよう環境作りに取り組みます。また、指定管理事業者として環境の維持に努めます。

3 生活支援センターこうた

事業及びその役割の理解のもと、相談支援従事者としての対人援助技術の向上など基本姿勢を重視し適切なケースワーク、ソーシャルワークを実践します。

4 幸田町障害者基幹相談支援センター

相談支援従事者への支援者支援、地域の協議や運営など事業の理解のもと行政との協働に取り組みます。

5 幸田町生活困窮者自立相談支援事業

地域で生活困窮状態あるいは陥る可能性のある対象者に対し必要な支援に繋がるようアウトリーチ支援、伴走型支援に取り組みます。また、子どもの学習支援では個別面談や家庭訪問による状況把握、関係各所との情報共有により課題の早期解決に向けた支援に取り組みます。

6 宿泊型自立支援施設みらい

将来的な福祉サービスの活用の促進のため当事者及び保護者との交流の場を開催し啓発普及に努めます。

令和8年度 つどいの家 運営方針・事業計画

<運営方針>

幸田町より指定管理事業者として、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行います。

<事業計画>

- 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った(余暇活動プログラム・地域交流活動)サービスの提供に努めます。
- 当事者、職員との月一回、意見交換会を開催し利用者の満足度の向上につながる環境作りに努めます。
- 利用者の声が反映されたプログラムを1講座確立を目指します。
- 利用者の理解のもと必要なサービス提供が円滑に行えるよう幸田町の各関係機関との連携を意識し支援に努めます。。

令和8年度つどい作業所 運営方針・事業計画

1 運営方針

法人の運営方針・中長期計画・事業計画を念頭に障害福祉サービス事業所として生活介護事業・就労継続支援(B)型事業ともに個別支援計画に基づいたサービス提供を法制度の遵守し安全な支援に取り組みます。

2 事業計画

- ① 指定管理事業者として月一回職員は環境整備に取り組みます。
- ② 月一回、当事者活動として利用者全体ミーティングを定期開催し、利用者の要望を活動に反映したサービス提供に努めます。
- ③ 園芸作業体制整備の計画を作成し 50%の進捗達成率を目指します。
- ④ 事業所を利用される当事者への理解と平準化された援助技術の習得を職員全員で取り組みます。

令和8年度 生活支援センターこうた 運営方針・事業計画

<運営方針>

総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制強化、権利擁護や虐待防止等に取り組む「幸田町障害者基幹相談支援センター事業」と、福祉サービス利用援助や社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援等に取り組む「幸田町障害者相談支援事業」の2本柱を中心に、関係機関と連携し、「共に支え合い、共に地域で元気に暮らす 福祉のまち・幸田」の実現に寄与していきます。

職員が自らの業務の理解を深めるだけでなく、各関係機関の役割を理解し、機能するように取り組むことで、必要な支援に繋げることができるように努めます。

<事業計画>

- ① 職員は利用者・保護者・関係機関等に対して、誠実な態度や言動、責任のある行動で対応をすることで、信頼できる職員として業務に取り組むことができるように努めます。
- ② 職員は各関係機関の役割の理解に努めることで、そのときに必要な関係機関に繋がるように取り組みます。
- ③ 職員は担当ケースに対し、目標を明確化するように努め、支援すべきことを分かりやすく出来るように努めます。
- ④ 職員が相談支援専門員の業務を理解し、委託相談、計画相談等、適切に業務を実践できるように取り組みます。
- ⑤ 基幹相談支援センターの(主任)相談支援専門員として、地域の相談支援従事者に対する支援者支援や協議会の運営への関与を通じた地域づくりに取り組みます。

令和 8 年度 愛知県西三河福祉相談センター生活困窮者自立相談支援事業
運営方針 事業計画

＜運営方針＞

生活困窮者自立支援法に基づく支援を幸田町内で展開するにあたり、相談者の意向を十分に把握するよう努めます。委託元である愛知県ならびに関係機関各所との協働により、対象者が抱える課題の洗い出しから活用できる施策を展開します。

＜事業計画＞

○生活困窮者自立相談支援事業

1. 自立相談支援

- ・課題を抱え社会的に孤立しがちな相談者に寄り添いながら社会資源、ネットワークを活用し、地域との繋がりを意識した支援を行います。また、相談者が支援の後に再び課題を抱えた場合は早急に繋ぎ直す伴走型支援を実践します。
- ・住まいへの課題を抱えている対象者については居住支援事業法人等と連携し、状況に応じた包括的な支援を実施します。
- ・生活困窮状態あるいは困窮に陥る可能性がある状態にも関わらず支援に繋がっていない対象者へのアウトリーチ支援を積極的に行い、自立までの一貫とした支援を実施します。目標値：訪問件数(5 件/相談員 1 週当たり)

○就労準備支援事業

2. 就労支援・就労準備支援

- ・就労に対する課題を抱えている対象者に向け、①日常生活自立に関する支援(適正な生活習慣の形成)、②社会自立に関する支援(コミュニケーション能力の形成等)、③就労自立に関する支援の3段階の支援を展開し、一般就労に従事する為の基礎能力の形成を図ります。支援実施に向けた体制整備を計画的に取り組み、対象者に実際に提供するプログラムを形成します。
 - ・地域の企業・店舗に対しジョブトレーニング受入先としての協力を仰ぎ、実際の職場体験の機会の提供を目的とし、対象者に向けた経験の場を提供していきます。
- 目標値：対象者(3 件/年)

○子どもの学習・生活支援事業

3. 学習支援、居場所の提供、相談支援

- ・学習の場の提供とともに、対象者のコミュニケーション能力や表現力といった社会生活能力の向上に向けた支援に取り組みます。
 - ・参加児童ならびに世帯との面談や家庭訪問を実施し、当事者が抱える課題に対し各関係機関との情報共有を含む連携を図り、早期の課題解決に取り組みます。
- 学習支援活動実施回数(8 回/月)

○幸田町子ども食堂事業

4. 子ども食堂

- ・毎月第2土曜日に「幸田町子ども食堂事業」を実施します。(12 回/年)
- ・地域住民、企業団体への啓発普及を行い、食材を中心とした協力物資を確保した上で、町内の子どもがいる必要な世帯に向け物資を効果的に活用した支援を実施し、子ども達の健やかな成長の促しを図ります。

令和 8 年度 宿泊型自立支援施設みらい 運営方針・事業計画

<運営方針>

将来、一人暮らし及びグループホームをはじめとした障害福祉サービスの利用を検討している方々に対し、宿泊体験の場、日中の活動後に過ごす場所の提供を行うとともにその利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な支援を行う。

<事業計画>

- 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 地域との結びつきを重視し、幸田町、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図ります。
- 内外部の研修の参加により職員の資質向上に努めます。
- 幸田町住民に「幸田町宿泊型自立支援施設みらい」の周知とともに利用に繋がるべく啓発普及に努めます。
- 当事者またはその保護者の交流の場として年に 2 回交流会を開催します。

令和8年度 公益事業部門 運営方針・事業計画

<運営方針>

公益事業部門では、法人の事業計画に示されている「公益事業を通じた社会福祉の充実」を実践するため下記の取組を推進します。

<事業計画>

1. ふらっとホーム

利用者個々の課題や目標を明確にして生活支援を行います。
また地域のニーズを把握しながら、計画的に入退所を進めます。

2. セブンハウス

宿泊訓練により地域生活に向けて生活能力の向上を図ります。
また緊急一時宿泊を通じて自治体等からの要請に柔軟に対応します。

3. こども食堂

こどもやその保護者のみならず全地域住民を対象に、無料または安価に食事を提供し、こどもが一人でも安心して利用できる居場所を提供します。

4. 愛恵生活支援事業ウィズ

ケアマネ施設において作成された個別支援計画に基づいて地域生活が継続できるように支援します。

令和8年度 ぷらっとホーム(公益事業)

運営方針・事業計画

〈運営方針〉

共同住居での生活を通じて、地域住民の一員として地域の活動に参加して行けるよう支援します。

また、利用者に対しては建物管理者として、継続して安定した生活が送れるように愛恵協会の生活支援事業を活用しながら、関係機関との連携調整、生活相談等の支援を行います。

〈事業計画〉

- (1) 利用者の個々の課題や目標を明確にして生活支援を行う。
- (2) 地域のニーズを把握しながら、入退所を計画的に行う。
- (3) 定期的な訪問・MT等によって生活状況等の把握に努める。
- (4) 地域生活の拠点として、地域行事への参加を行う。
- (5) 安心して暮らせるように住環境の整備を行うと共に、必用な制度等につなげる。

令和 8 年度 セブンハウス(公益事業)
運営方針・事業計画

<運営方針>

愛恵協会の事業計画に示されている「公益事業を通じた社会福祉の充実」を実践するため下記の取組を推進します。

<事業計画>

1 利用対象者

- (1) 愛恵園、生活訓練事業所あい、あいけいホームの利用者及び必要とする愛恵協会関係者。
- (2) 自治体からの緊急一時宿泊要請者。
- (3) 必要とする私的利用者

2 宿泊訓練

- (1) 地域生活に向け、一人暮らしに近い環境で生活能力の向上を図ります。
- (2) 訪問や面談によって生活状況の確認を行い、訓練の成果を把握します。
- (3) 年間利用計画の作成等、計画的な利用を推進します。

3 緊急一時宿泊

- (1) 自治体等からの要請に柔軟に対応します。
- (2) 利用中の生活状況の確認を行い、自治体等と連携します。

4 建物の改修・整備

- (1) 住環境の保守管理を定期的に行います。
- (2) 消防設備保守点検を年 2 回実施します。
- (3) 2階部分(107.20 m²)は利用者等の物品の保管場所として活用します。

令和8年度 こども食堂(公益事業)

運営方針・事業計画

<運営方針>

愛恵協会の事業計画に示されている「公益事業を通じた社会福祉の充実」を実践するため下記の取組を推進します。

<事業計画>

- 1、月2回の開催で、季節感を感じるメニューやイベントを提供します。
- 2、子どもやその保護者のみならず地域住民を対象に、無料または安価に食事を提供し、子どもが一人でも安心して利用できる居場所を提供します。
- 3、地域食堂の役割として、独居の高齢者や障がい者にも気軽に利用できる環境を整え、孤独・孤立の解消や世代間交流を推進します。
- 4、地域住民はじめ保護施設入所者も対象に、食堂運営に興味のある人材を積極的に受け入れ、子どもたちの見守りやレクリエーションの手伝い等のボランティアスタッフとして育成します。
- 5、子ども食堂を運営している団体や、物品寄贈団体との交流・連携を強化し、安定した食堂運営を軌道に乗せることを目指します。

令和8年度 愛恵生活支援事業ウィズ(公益事業)
運営方針・事業計画

<運営方針>

愛恵協会の事業計画に示されている「公益事業を通じた社会福祉の充実」を实践するため下記の取組を推進します。

<事業計画>

1 利用対象者

愛恵協会の設置・運営する施設の利用者及び元利用者で地域生活をしている者または地域生活を始める者。

2 支援内容

- (1) 地域生活支援サービス等の利用相談。
- (2) 日常的金銭手続き。
- (3) 預金証書等の管理。

3 運営

ケアマネ施設において作成された個別支援計画に基づいて地域生活が継続できるよう支援する。